

# 高崎市職場環境改善事業補助金～申請から補助金交付の流れ～

受付期間 令和4年4月1日（金）～4月15日（金）

## ① 交付申請（申請者→本庁 商工振興課、各支所担当課（※下記「問い合わせ先」参照））

**申請書類は次の（１）から（３）の方法で受け付けます。**

- （１）インターネット（電子申請）：市HPから申請できます
- （２）郵送：4/15 消印有効、簡易書留でお送りください
- （３）窓口受付：商工振興課、各支所

電子申請は  
市HPから



## ② 申請書類等の審査・交付決定（本庁 商工振興課→申請者）

申請書類等を審査のうえ、補助金交付の可否を決定します。  
・追加資料の提出や現地調査が必要となる場合があります。



## ③ 交付決定通知・事業着手工事着工、設備等の購入

市から「交付決定通知」が届いたら、速やかに工事等に着手してください。  
・交付決定前に着工した工事、購入した設備は、交付の対象になりません。



### ※変更申請（申請者→本庁 商工振興課）

・交付決定後、工事等を変更する場合は、「変更申請」が必要となります。

## ④ 実績報告（申請者→本庁 商工振興課）

工事等が完了したら、30日以内に実績報告をしてください。



## ⑤ 補助金の交付

実績報告の内容を審査し、工事等が適正であると確認できたら補助金が交付されます。  
・必要に応じて現地調査を行います。

### ◇問い合わせ先（平日 8時30分～17時15分）◇

■本庁 〒370-8501 高崎市高松町35番地1  
高崎市役所 商工振興課 工業振興担当（13階）  
TEL（直通）：027-321-1256 / FAX：027-325-4879  
E-mail：shoukou@city.takasaki.gunma.jp

### ■各支所（※申請書の配付・受理のみ）

- ・倉渕支所地域振興課 027-378-4522
- ・箕郷支所産業課 027-371-9065
- ・群馬支所産業課 027-373-2447
- ・新町支所地域振興課 0274-42-1235
- ・榛名支所産業観光課 027-374-6712
- ・吉井支所産業課 027-387-3134

# 高崎市職場環境改善事業補助金

制度概要	快適な職場環境づくりを推進することにより、安定的、継続的な雇用を促進し、もって本市の産業振興を図るため、事業者が実施する職場への空調設備等の設置に係る経費の一部について、補助金を交付する。
交付の対象者	本市に法人登録のある法人又は本市に住民登録のある個人事業主のうち、本市内の事業所で業を営み、かつ以下の①～③すべてに該当する者 ①高崎市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当していないこと。 ②関係する法令等に違反していないこと。 ③市税の滞納がないこと。
対象となる事業所	本市に所在する工場又は事務所のうち、 <b>専ら従業員のみ</b> に使用され、かつ <b>継続して業務が行われる区域</b> を対象とする。 ※接客、会議室、休憩室、役員室、倉庫、材料置場等に使用される区域は対象外 ※複数の事業所の工事等を同時に申請することができる。
対象となる設備及び経費	事業者が事業所に施工・設置する、従業員のための「暑さ・寒さ対策」のうち、以下の①、②を対象とする。 ①空調設備 業務用エアコン、業務用冷風・温風機、大型の送風・換気装置等の設置工事費用及び購入費用とする。 ・空気清浄機や簡易な換気扇等、暑さ・寒さ対策以外の設備は対象外とする。 ・空調設備は新品未使用のものとし、中古品等は対象外とする。 ・審査により空調設備設置の付帯工事とみなせない工事等は対象外とする。 ②遮断熱塗装 遮熱・断熱効果がある塗料を事業所の屋根、壁面等に塗装する工事費用とする。 ・軒天、破風板、雨樋、庇、ベランダやバルコニー等への塗装は対象外とする。 ・屋根、壁面の修復（張替え・防水等）工事のほか、審査により塗装の付帯工事とみなせない工事等は対象外とする。 ・過去に本補助金を活用して塗装工事をした箇所への再塗装は対象外とする。 ・色彩は、高崎市景観色彩ガイドラインを遵守したものとする。 ※①と②は併用することができる。
工事等の発注先	設備の工事及び購入は、次のいずれかに該当する業者に発注すること。 （１）高崎市内に本店を有する法人 （２）高崎市内に住所を有する個人事業主
補助金の額	・補助対象となる経費に2分の1を乗じて得た額とする（1千円未満切り捨て）。 ・1事業者あたりの交付上限額は、500万円とする。
注意事項	・補助金の交付決定前に着工した工事や設備の購入は、補助金交付の対象外とする。 ・補助金の交付は、1事業者あたり1年度につき1回限りとする。 ・他の制度等により補助金等の交付を受けた工事等は、補助金交付の対象外とする。 ・対象外スペース等が含まれる場合は、面積案分等により交付額を算定する。 ・必要に応じて現地調査を行う。また、追加資料の提出を求める場合がある。